

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、母親から「国民年金は、老後の楽しみだから、保険料を最後まで納付するように」と言われ、国民年金保険料だけは絶対に納付しようと思いい、継続して納付してきたつもりでした。未納期間があるのは納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、二つの期間でそれぞれ 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 40 年 4 月から、60 歳になるまでの期間について、申立期間①及び②以外はすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①及び②の前後の期間を通して、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 26 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 8 月 26 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。退職するまで毎月 30 万円の給与を受けていたことは間違いない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 7 月までは 30 万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 13 年 8 月 26 日より後の同年 10 月 12 日に、申立人を含む 3 名の標準報酬月額の記録が 11 年 9 月 1 日まで遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、11 年 9 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 13 年 7 月までは 9 万 8,000 円にそれぞれ訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された、申立人に係る雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額により、申立人は、申立期間の一部である退職前 6 か月の期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間中の平成 13 年 5 月 24 日に同社の取締役^{取締役}に就任したことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事業主から、「会社が実質倒産状態となった後、社会保険事務所へ出向き、印鑑を職員に手渡した。申立人の退職後は

申立人と一度も話をしていない。」とする旨の証言が得られ、また、申立人は、「退職後は社会保険事務所の職員と話をしたことは一度も無く、また会社へ行ったことも無い。」と述べていることから、申立人が、上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について関与していた又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成18年12月10日の標準賞与額に係る記録を50万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年9月1日まで
② 平成16年9月1日から17年9月1日まで
③ 平成18年12月10日

申立期間①は給与と比べて標準報酬月額が低く記録されている。申立期間②は交通費が足されないまま標準報酬月額が記録されている。申立期間③は平成18年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録に標準賞与額の記録が無い。

給与及び賞与の明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は平成18年12月10日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から50万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③の標準賞与額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、申立人から提出された給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

申立期間①に係る標準報酬月額の算定の基礎となった、平成15年4月から6月の給与については、4月に電車代6か月分及びバス代3か月分の通勤費が支給されたものの、その大部分は6月に取り消されていることが確認できる。このことから、申立期間①について、申立人から提出のあった4月から6月までの給与明細書から試算すると標準報酬月額は30万円となり社会保険庁の記録と相違していることから、正しい届出が行われていなかったことが推認できる。

申立期間②の標準報酬月額の算定の基礎となった、平成16年4月から6月の給与には申立てのとおり交通費が含まれていないことが確認できる。しかし、事業主によると、平成16年当時、交通費は支給しておらず、平成17年になって遡及支給したものの、社会保険庁に対して標準報酬月額の訂正届は提出していなかったとしている。仮に事業主が訂正届を提出していた場合の申立期間②の標準報酬月額は32万円となり、社会保険庁の記録と相違していることとなる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②において申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年3月31日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成2年8月1日から3年3月31日に資格喪失するまでの標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。役員であったため、会社の経営が苦しくなった頃から給与の遅配や減額はあったものの、現在記録されている標準報酬月額はおかしいと思う。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から3年2月までは53万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である3年3月31日より後の同年4月19日に、申立人を含む8名の標準報酬月額の記録が2年8月1日まで遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は2年8月から3年2月まで上記の53万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成2年10月分及び3年1月分の給与明細書により、申立人は、申立期間の少なくとも一部において、遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことも確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間中の平成2年10月31日に同社の取締役^{そきゅう}に就任したことが確認できる。

しかし、当時のA社の営業担当取締役から、「申立人は私と同じ営業担当取締役であり、社会保険関係事務には関与していなかったはずである。」とする証言が得られ、また、当時の経理担当取締役は、「平成3年3月末日付

で、事業所の全喪手続を社会保険事務所で行った。」と証言していることから、申立人が、上記の標準報酬月額の見直しに参与していた又は事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53 万円に見直しすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年9月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年6月から27年6月までは6,000円、同年7月及び同年8月は5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から27年9月25日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

昭和26年6月からA社に入社し、27年9月に退職するまで同社に在職していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、申立期間について、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により生年月日は一日相違しているものの、申立人と同姓同名の記録が確認できた。当該記録の生年月日は、申立人が昭和43年5月に同社に再度勤務した時の労働者名簿で確認できる申立人の生年月日と同一であり、また、当該記録の番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることから、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であることが推認され、申立人が当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の記録から、昭和26年6月から27年6月までは6,000円、同年7月及び8月は5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

私は雇用保険の記録のとおり、平成16年3月31日にA社を退職したが、同日が厚生年金保険の資格喪失日となっているために、16年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給与入力状況一覧表、社員名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に平成16年3月31日まで勤務し、同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与入力状況一覧表及び平成16年2月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書の写しに申立人のA社に係る資格喪失年月日が平成16年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 48 年 5 月まで
昭和 47 年 5 月から 6 月ごろ、町内の回覧か新聞のチラシで国民年金の事を知って加入した。当時、近所に住む友人に国民年金のことを話すと、その友人も加入した。当時は隣村の年配の女性が集金に来ており、毎月給料日前に集金に来るので口座振替にする旨の電話をして手続を行った。私の国民年金の加入日がその日になっていてそれまでの期間が未納となっているのは納得ができないので、今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 7 月 23 日に払い出されていることが確認できる上、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることからさかのぼって加入することはできず、国民年金保険料を納付することもできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、農協で加入手続を行ったとしているが、農協において国民年金の加入手続を行うことはできず、申立人の国民年金加入状況は不明確である上、国民年金資格取得日（昭和 48 年 6 月 23 日）が口座振替の手続を行った日となっているとする申立人の主張についても、申立人が当時居住していた市では、口座振替制度の開始は昭和 52 年 4 月からとしていることから申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年8月まで

震災のため国民年金の加入手続が遅れていたが、3月末に改めて区役所より連絡があり、1年分を一括払いすると安くなるという内容の通知も届いた。

母は、早速区役所で加入手続をし、私の平成6年12月から7年3月分の保険料を郵便局から一括納付し、それ以降の保険料については、父の預金口座から振替により納付している。

提出する普通預金取引明細書からは、平成7年度と8年度の前納記録とそれ以後の毎月の納付記録が確認できる。

記録がないのは納付できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、平成9年7月23日に申立人に係る年金手帳が交付されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳には、手帳交付日が同日で記載されていることも確認できる。しかし、当該日において申立期間のうち平成7年5月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、同記録から、申立人は、平成9年8月26日に同年4月から同年9月までの国民年金保険料を一括で現年度納付し、同年10月3日にこの時点において納付可能である7年9月から8年3月までの国民年金保険料を一括で過年度納付していることも確認できることから、申立人は、年金手帳の交付を受けた後に、納付可能である期間の保険料を納付したものと考えてのが自然である。

さらに、申立人から提出された申立人の父親名義の銀行取引明細書には、

平成7年4月27日付で141,690円、8年4月30日付で148,720円、9年10月以降は毎月12,800円、10年4月以降は毎月13,300円が国民年金保険料として振替されていることが確認できる。なお、そのうち平成7年4月及び8年4月の振替金額については付加保険料を含む1年前納の保険料額であることが確認できるが、申立人が付加保険料の納付申出をした記録は無い。

一方、社会保険庁の記録から、申立人の父親については、20歳から国民年金の加入記録があり、昭和54年12月から付加保険料を含めた保険料を納付していたことが確認できる。その後、昭和61年1月から厚生年金保険被保険者となったものの、平成9年3月まで引き続き国民年金保険料を納付していたことから、厚生年金保険加入期間との重複により平成9年8月28日に当該期間の保険料が還付されていることが確認できる。

また、同記録から、申立人の国民年金の加入及び納付手続をしたとする申立人の母親については、20歳から国民年金の加入記録があり、昭和61年4月からは配偶者が厚生年金保険被保険者であることにより、保険料納付を要しない国民年金第3号被保険者となっていることも確認できる。

これらのことから、上記銀行取引明細書の平成7年4月及び8年4月に係る振替保険料は申立人の父親のものであると考えられる。また、父親の口座からの振替により納付をしていたとする申立人の主張と申立人の年金手帳の交付日とを考え合わせると9年10月以降の毎月振替の保険料は、申立人の国民年金保険料であることが推察できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年2月まで

母の勧めで20歳から国民年金に加入しており、平成6年10月からは国民年金基金にも加入し自動引き落としで納付していた。平成7年12月から8年2月までの国民年金保険料は、自宅に届いた振込用紙により母が納付していたのに記録が無い。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年5月10日に払い出されていることが確認できる上、申立人は住所を変更したことは無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳及び役場で保管している申立人に係る被保険者記録票によると、申立人が20歳から国民年金に加入し、平成7年4月3日に資格を喪失した記録は確認できるものの、その後、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われた形跡はみられない上、申立人の母親が振込用紙により納付したとしているが、当該役場においては、電算システム上、資格記録が無いと国民年金保険料の納付書は発行できないとしている。

さらに、申立人及び申立人の母親は、申立人が平成7年11月に会社を退職した後には役場に行ったことは無いとも述べており、国民年金の加入手続は自身が行う必要があることから、申立期間の当該手続は行われなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、国民年金基金にも加入していたとしているが、国民年金基金の記録から、平成7年4月に厚生年金保険の加入に伴う資格喪失の手続が8年9月以降に行われたことは確認できるものの、申立期間に係る基金

加入の手続を確認することはできなかった。

このほか、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、納付金額や納付場所についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 664 (事案 475 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで

結婚前から納付していた国民年金の記録が無い。当初の 100 円から徐々に金額が上がったため保険料の金額は憶えていないが、毎月女性の集金人に払っていたのは確かなので、納付記録が無いと言われても納得がいかないので調査願いたい。

集金人の連絡先と私と同時期に加入した姉の証言が得られたので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和 40 年 11 月に結婚し、申立人の国民年金手帳記号番号はその後の昭和 47 年 6 月 28 日に払い出されていること、申立期間のうち 40 年 11 月以降の期間については、夫が厚生年金保険被保険者であるため申立人は国民年金の任意加入被保険者となることからさかのぼって加入することはできず、保険料を納付することもできないこと、36 年 4 月から 40 年 10 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効により納付することはできないこと、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、姉が国民年金に加入したのと同時期に加入したとしているが、姉の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 9 月 10 日に払い出されており、47 年

4月を除く申立期間と重なる期間について、姉は第2回目の特例納付と追納制度を利用し納付していることが社会保険事務所の被保険者台帳の記録から確認できるものの、姉からは申立人も納付していたと思うのみで、申立人に係る具体的な納付状況は不明である。また、連絡先が判明した集金人に聴取したところ、集金人となったのは申立期間以後の昭和48年以降であるとしている。このことから申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の納付記録をみると、申立期間は未加入期間であることがわかった。自分の意思で国民年金の被保険者資格を喪失させた覚えは無く、保険料納付を続けていた。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格を喪失させること無く、申立期間も保険料納付を継続していたと述べているが、申立人が所持している年金手帳には、昭和 55 年 9 月 16 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、これは、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にある資格得喪欄の記載及び申立人に係るオンライン記録とも一致しており、行政側の記録管理に不自然なところは見受けられない。

また、国民年金に未加入であることを認識していた市役所及び社会保険事務所が、申立期間の納付書を発行し保険料を収納することは考え難い上、申立人は、申立期間の保険料について、「市役所や金融機関で納付した。」とするだけで、具体的にどのような方法で納付していたかについての記憶も定かでない。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者となったが、社会保険庁の記録によると、この手続が行われたのは同年 8 月 26 日であり、仮に、申立人が申立期間において国民年金に任意加入していたとした場合、60 年中に社会保険事務所から申立人に第 3 号被保険者手続をするための現況届書が送付されているはずであり、この手続が半年以上も遅れることは考え難く、このことから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、長男が誕生することになったのを契機に、夫婦で国民年金に加入することにした。国民年金への加入手続は私が行い、保険料は毎月妻が A 市役所で納付していた。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ごろ、長男が誕生することになったのを契機に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で 47 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 45 年ごろ国民年金に加入して、申立人の妻が保険料を毎月納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の 47 年 4 月から夫婦共に国民年金保険料の納付が始まっている記録が確認できることから、このころに、夫婦共に国民年金に加入し、保険料の納付を開始したと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、妻が納付書により A 市役所で保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、A 市役所では、納付書により保険料を納付するという制度は導入されておらず、申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、長男が誕生することになったのを契機に、夫婦で国民年金に加入することにした。国民年金への加入手続は夫が行い、保険料は毎月私が A 市役所で納付していた。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ごろ、長男が誕生することになったのを契機に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で 47 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 45 年ごろ国民年金に加入して、保険料を毎月納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の 47 年 4 月から夫婦共に国民年金保険料の納付が始まっている記録が確認できることから、このころに、夫婦共に国民年金に加入し、保険料の納付を開始したと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、納付書により A 市役所で保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、A 市役所では、納付書により保険料を納付するという制度は導入されておらず、申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年11月1日まで
前の会社を退職した後、A社で勤務した。1年近く勤務していた記憶があるのに、厚生年金保険の被保険者期間が1か月しか記録されていない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主家族及び同僚の証言から判断して、申立人は、厚生年金保険の被保険者として記録されている期間よりも前から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、同社は、平成14年1月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の人事記録等の資料は無いことから、昭和39年5月1日から勤務していたとする申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同社の元上司や同僚は、「申立人は、勤務状況が不安定だったと記憶している。当時は、入社してすぐに退職する者が多く、勤務状況が安定し継続勤務が見込まれるまでの期間は、アルバイト、パートタイマー扱いとしていた。」、「入社後すぐに社会保険に加入することはなかった。」旨証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認できない。

加えて、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。